

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仲間会の役員、評議員、検討委員会委員及び苦情解決第三者委員並びに評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会又は評議員会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、費用弁償として1日当たり5千円を支給する。ただし、同一日に開催した評議員会及び理事会に出席したときは、1回分の費用弁償を支給するものとする。

(理事長の報酬)

第4条 理事長が行う法人及び施設の運営に関する業務に対し、報酬を月額10万円支給する。ただし、前条の理事会・評議員会及び監査並びに評議員選任・解任委員会の出席については、費用弁償は支給しない。

(役員等の費用弁償)

第5条 役員等が次に示す業務を行った場合は、費用弁償として1日当たり5千円を支給する。

- (1) 理事が理事会の出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たったとき
- (2) 評議員が評議員会以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たったとき
- (3) 検討委員会委員が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たったとき
- (4) 苦情解決第三者委員が苦情解決のために業務を行ったとき
- (5) 評議員選任・解任委員会委員が選任・解任委員会に出席したとき

(監事監査等の実施)

第6条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務に当たった場合、及び行政機関による監査の立会いを行った場合は、費用弁償として1日当たり5千円を支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成21年11月1日から施行する。
1. 「役員及び評議員等費用弁償規程」（平成7年4月1日施行）は、平成21年10月31日をもって廃止する。
1. この規程は、平成23年11月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
1. この規程は、令和元年10月28日から施行し、令和元年10月1日から適用する。